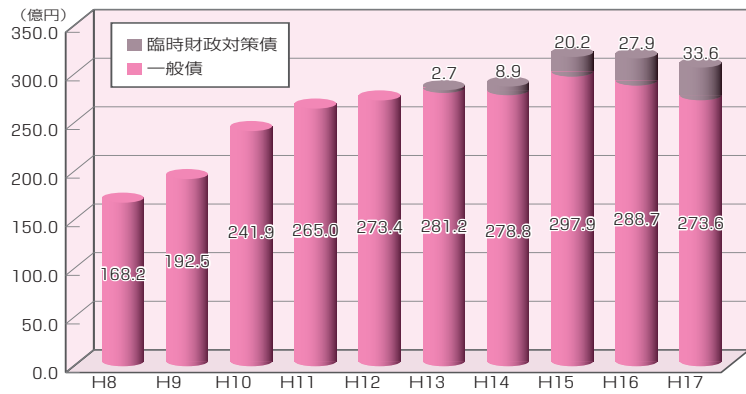


【グラフ⑨】を見てみましょう。
市債の残高は、この10年間で約1.8倍に増加し、市の財政を圧迫しています。

【グラフ⑨】市債残高の推移（普通会計）



平成16年度以降、財政健全化に向け、新たな事業を抑制した結果、平成16年度は1億5千万円、平成17年度では9億4千万円、市債残高が減少しています。

●見えない借金

登別市土地開発公社の長期債務は、これまで(株)登別振興公社の負債（平成2年度末で17億5千万円）であった債務を、平成11年度に解消

や国民健康保険特別会計の累積債務（平成3年度に12億4千万円あった累積債務を平成12年度に解消）などの解消に取り組んできましたが、まだ土地開発公社の長期債務が約31億7千万円残っています。

土地開発公社は、市の依頼を受けて土地を先行取得するのが役割で、市がその土地を利用するときにはこれを買い取るのが原則です。しかし、市が利用しているにもかかわらず、厳しい財政状況から買い取りできない土地があり、土地開発公社は長期債務に頼らざるを得ない状況にあります。

これらの土地は、市が買い取らなければならないことから実質的な市の債務と考えられます。

●市が返済しなければならない債務の総額（平成17年度）

区分	債務額
普通会計	307億2千万円
特別会計	191億円
企業会計	57億1千万円
債務負担行為	2億9千万円
土地開発公社	31億7千万円

●基金などの状況

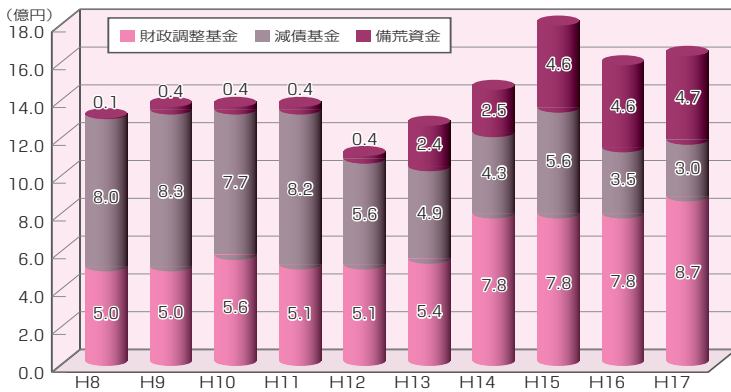
特定の目的のために財産を維持し、積み立てや運用するための資金とし

て設けられた基金があります。

このうち、財政運営を進めるに当たって、調整財源として活用できるのは、財政調整基金（7ページ解説⑨参照）と減債基金（7ページ解説⑩参照）です。

また、災害などの臨時的出費に備えるために北海道備荒資金組合に積み立てている資金のうち、超過して納付している部分も調整財源として利用できます（【グラフ⑩】参照）。しかし、市の基金などは、財政規模に比べると、決して十分とはいえない状況です。

【グラフ⑩】財政調整として活用できる主な基金等の推移



三位一体の改革

三位一体の改革は、地方財政が大幅な財源不足の状況にある中、さらに地方分権を進めるため、『地方にできることは地方に委ねる』との原則の下、歳入と歳出の両面で、地方の自由度を高め、地域の自立を図ろうとするものです。

このような観点から、地方税中心の歳入構造の実現、国庫補助負担金（7ページ解説⑪参照）の改革や法令などによる国の関与の見直し、国、地方を通じた行政改革や財政構造改革が推し進められました。

しかし、その実態は国の強い関与を残したまま、補助負担率を引き下げる手法が用いられるなど、地方の自由度の拡大につながらない部分が大きく、さらに地方交付税（臨時財政対策債を含む）の大幅削減という結果になりました（7ページ【資料1】参照）。

税源移譲が実施されたことは評価できますが、三位一体の改革を通じて、地方財政は困窮し、財政的自由度は著しく減退した観があります。

財政力の弱い自治体は、国によって義務付けられた事務事業以外の行政サービスを、提供する財政余力がほとんど無くなり、実質的には国の機関と変わらない役割を果たすだけで、地方自治が失われるのではないかと危機感をもっています。